



足立区長選挙

投票日

9月13日(日)

午前7時～午後6時

投票できる方

今回の足立区長選挙で投票できる方は、日本国民で、年齢満20歳以上(昭和47年9月14日以前に生まれた方)であり、足立区の選挙人名簿に登録されていることが必要です。

選挙人名簿に登録されるには、足立区に住民登録をしてから基準日(9月5日)までに、3ヵ月以上たっていなければなりませんので、平成4年6月5日までに足立区に住民登録をしている方が、投票できます。

足立区に転入した方

平成4年6月6日以降に足立区へ転入届をした方は、選挙人名簿に登録されるために必要な住所要件(基準日の9月5日までに3ヵ月以上住んでいること)が満たされませんので、投票することができません。

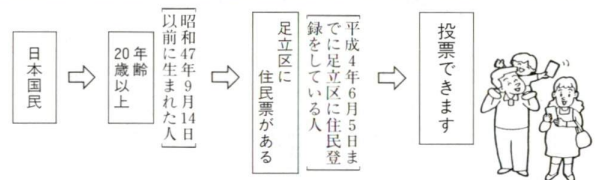
足立区から転出した方

今回の選挙では、足立区から転出した方は投票できません。9月13日の投票日当日まで足立区に住んでいることが必要です。

足立区内で転居した方

選挙人名簿に登録されている方で、平成4年8月27日以前に転居の届出をした方は、新住所地の投票所で投票できますが、平成4年8月28日以降に転居の届出をした方は、新住所地で選挙人名簿に登録されませんので旧住所地の投票所で投票することになります。ご注意ください。

今回の投票できる要件を図にすると下記ようになります



即日開票

前回の参議院選挙に続いて今回の区長選挙も即日開票となります。当日の午後9時頃には開票結果が判明する予定です。

あなたの一票は大切



入場整理券

入場整理券は、世帯ごとに2名連記式のハガキでお送りします。

例えば、有権者が3名の世帯には、ハガキを2枚(1枚が2名分、もう1枚は1名分)お送りします。

投票所へおいでになるときは、ご自分の入場整理券を確認のうえ、切り離してお持ちください。

入場整理券が、万一届かなかったり、紛失しても、選挙人名簿に登録されていれば投票できます。投票日に投票所の係員に申し出てください。

入場整理券は、9月7日頃郵送する予定です。

※他人の入場整理券を使って、不正に投票すると罰せられます。

選挙公報

足立区長選挙の選挙公報は、新聞折込みで9月10日頃お届けします。

折込みする新聞

朝日・読売・毎日・日経・東京・産経の各朝刊

※これらの新聞を購読していない世帯の方は、区の施設や区内各駅に選挙公報スタンドを設置しますので、ご利用ください。

代理投票と点字投票

投票所では、身体が不自由な方、または、字の読み書きができない方で、自分で投票用紙に記入できない方のために、代理投票を行っています。また、目の不自由な方は、点字投票をすることができます。

◎代理投票のしかた

代理投票をする方は、投票所で係員に申し出てください。代理投票に該当すると判断された場合は、その場で補助者2人(投票所係員)が付きます。かわりに補助者が、投票用紙に記入しますが、当然、投票の秘密は厳格に守られます。

※家族等がかわりに記入する制度ではありませんので、ご注意ください。

◎点字投票のしかた

点字投票をする方は、投票所で係員に申し出てください。点字投票用の投票用紙が渡され、投票できます。

選挙運動ができない人

公職選挙法では、選挙の公正な執行を確保するため、次の人については選挙運動が禁止されています。

選挙事務関係者	投票・開票管理者、選挙長	関係区域内での選挙運動は禁止
特定公務員	中央選挙管理委員会及び選挙管理委員会の委員、職員、裁判官、検察官、警察官等	一切禁止
選挙権・被選挙権がない者	未成年者・選挙犯罪者等	一切禁止
公務員等	公務員、教育者等	地位利用の選挙運動は禁止

※なお、公務員(教育公務員を含む)は、他の法律でも制限を受けます。

不 在 者 投 票

投票は、原則として、本人が投票日に投票所で行うものですが、次のような理由で、投票日に投票所へいけない場合は、不在者投票ができます。

- (1) 投票日に、投票区の区域外で職務や業務に従事する方。
- (2) 投票日に、やむをえない用務で区外へ旅行中・滞在中の方。
- (3) 病気・妊娠・身体の障害等のため、投票日当日に歩くことが困難な方。

◎不在者投票の方法

〔窓口でする不在者投票〕

印鑑と入場整理券（届いている場合）を持参してください。

宣誓書兼請求書に、不在になる理由を記入していただきます。

受付場所

- 本庁舎（千住）3階 選挙管理委員会
- 中央本町庁舎 3階 302・303会議室

受付期間

9月6日（日）～ 9月12日（土）

※ただし、中央本町庁舎の受付期間は、次のとおりです。

9月8日（火）～ 9月12日（土）（5日間のみ）

受付時間

午前8時30分 ～ 午後5時まで

〔滞在地での不在者投票〕

長期間出張等で、窓口に来られない方は、滞在地の選挙管理委員会
で不在者投票をすることができます。

投票用紙等の請求方法は選挙管理委員会へ早めにお問い合わせくだ
さい。

〔指定病院での不在者投票〕

病院・老人ホーム等に入院・入所されている方で、その施設が不在
者投票の指定施設になっていれば、その病院・老人ホーム内で投票す
ることができます。

足立区内の指定施設は、下表のとおりです。

◎不在者投票ができる足立区内の指定病院及び老人ホーム◎

病院等の名称	所在地	病院等の名称	所在地
梅田病院	梅田7-1-2	西川病院	東和2-16-3
足立民衆病院	千住東1-20-12	等潤病院	一ツ家4-3-4
市原病院	足立1-19-2	水野病院	西新井6-32-10
綾瀬病院	綾瀬6-3-1	友愛病院	花畑4-33-8
勝楽堂病院	千住柳町5-1	井口病院	千住2-19
佐々木病院	梅田7-23-17	コーワ病院	江北6-24-6
尾竹橋病院	千住桜木2-11-8	足立東部病院	梅島2-35-16
西新井病院	西新井本町5-7-14	東和病院	東和4-7-10
足立田園病院	舎人2-17-14	綾瀬民衆病院	谷中2-18-7
アヤメ病院	西新井本町2-23-1	苑田第一病院	保木間3-3-3
博慈会記念総合病院	鹿浜5-11-1	鹿浜橋病院	鹿浜2-2-6
博慈会記念総合病院分院	鹿浜5-14-8	扇大橋病院	扇1-55-28
老人病研究所付属病院	鹿浜5-13-7	足立老人ホーム	花畑4-39-10
内田病院	千住2-39	足立新生苑	花畑4-39-10
井上病院	竹の塚5-12-11	足立区しまね園	島根2-24-2
敬仁病院	新田2-16-13	紫磨園	入谷3-3-6
柳原病院	柳原1-27-5	さの	佐野2-30-12

選 挙 ア ン ケ ー ト

住所 足立区 町 丁目 番 号
氏 名 (男・女) 歳

- 1 今回の区長選挙で、投票参加と投票日の周知をめざし、各種啓発を行います。投票日までに、あなたが印象に残ったものがあつたらいくつでも○をつけてください。
 - ・ボードカー（トラックの荷台に啓発ボードを載せたもの）
 - ・投票したくなるアメ
 - ・投票に行きたくなくなるポケットティッシュ
 - ・広告塔・広告板
 - ・明るい選挙推進委員による駅前街頭啓発
 - ・懸垂幕・横幕
 - ・宣伝カー
 - ・広報無線放送
 - ・選挙啓発ポスター
 - ・あだち広報選挙特集号
- 2 今回の選挙で「選挙公報」を読みましたか。ひとつに○をつけてください。
 - ・よく読んだ
 - ・ざっと読んだ
 - ・読まなかった
 - ・関心がない（知らなかった）
- 3 あなたは、今年7月に行われた参議院議員選挙で投票しましたか。
 - ・投票した
 - ・投票しなかった
- 4 あなたは、次の選挙の中で、一番関心があるものに○を、一番関心が薄いものに△をつけてください。
 - ・衆議院議員選挙
 - ・参議院（東京都選出）議員選挙
 - ・参議院（比例代表選出）議員選挙
 - ・東京都知事選挙
 - ・東京都議会議員選挙
 - ・足立区長選挙
 - ・足立区議会議員選挙
- 5 候補者を選ぶのに役立つものを、次の中からいくつでも○をつけてください。
 - ・選挙公報
 - ・候補者の新聞広告
 - ・選挙運動用はがき
 - ・街頭演説
 - ・候補者の個人演説会
 - ・候補者からの呼びかけ
 - ・候補者のポスター
 - ・友人・知人等との会話
 - ・その他（ ）

※このアンケートは投票日当日、切り取って投票所入口のアンケート回収袋に入れてください。後日、抽選で800名のかたに粗品をさしあげます。発表は、発送をもって代えさせていただきます。

選 挙 Q & A

- Q 投票区というのは、どこのことですか。
- A 当区の場合は、72ヵ所に区域をわけて設けています。その区域に住んでいる方は、指定された投票所で投票することとなります。
- Q 身体が不自由で投票所へいきません。投票する方法はありますか。
- A 身体障害者手帳を交付されている方は、郵便投票に該当する場合もありますので、選挙管理委員会へお問い合わせください。
- Q 町会の祭りに、区議会議員から寄附をいただこうかと思っています。かまわないでしょうか。
- A 罰則を持って禁止されています。
- Q 投票日は、法事があるので不在者投票をしたいのですが。
- A 法事の場所が、区内の場合はできません。区外で行われる場合は不在者投票できます。
- Q 投票日は、会社で勤務しているため、不在者投票をしたいのですが。
- A 投票区外で勤務している場合は、不在者投票に該当しますが、同じ投票区内の場合は、不在者投票できません。
- Q 入場整理券を失くした時は、投票できますか。
- A 投票所で再発行しますので、投票日当日、投票所の係員に申し出てください。
- なお、なんらかの事情により、入場整理券が届かない場合でも、選挙人名簿に登録されていれば、投票できます。